

静岡市の制度



制度名称	制度概要	問い合わせ
	補助額等	電話番号 (054)
①新築・購入		
移住者住宅確保応援補助金	【主な対象者】いずれにも該当することが必要 ・移住する直前の10年間のうち、通算5年以上静岡県外に居住していた方(就農の場合、静岡県外を静岡市外と読み替えます) ・移住する直前に、連続して1年以上静岡県外に居住していた方(就農の場合、静岡県外を静岡市外と読み替えます) ・転入日の属する年度の4月1日において40歳未満である方、もしくは、転入日の属する年度の4月1日において18歳未満の世帯員を扶養している方 【主な条件】 ・移住後3月以内に事前登録を行っていること ・移住後18月以内に補助金申請を行っていること ・補助金申請日から10年以上継続して静岡市に居住する意思があること 【このほか、下記のいずれかの要件を満たすことが必要】 就業に関する要件・テレワーク又は新幹線通勤に関する要件・就農に関する要件・起業又は事業経営に関する要件 ※要件等の詳細については、お問い合わせください。	総合政策課
	【単身での移住の場合】60万円 【2人以上の世帯での移住の場合】100万円 ※18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者1人につき100万円が加算されます。 ※上限額は400万円です。 ※移住前居住地が東京圏以外の場合は、1/2換算です。	221-1240
③空き家、移住・定住		
移住・就業補助金	【主な対象者】いずれにも該当することが必要 ・移住する直前の10年間のうち、通算5年以上東京23区内に居住していた方、または通算5年以上東京圏(東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県)の条件不利地域以外の地域に居住し、かつ東京23区へ通勤していた方 ・移住する直前に、連続して1年以上東京23区内に居住していた方、又は連続して1年以上東京圏の条件不利地域以外の地域に居住し、かつ東京23区内へ通勤していた方 ※通学期間も対象期間として加算可能です。 ※条件不利地域についてはお問い合わせください。 【主な条件】 ・移住後1年以内に補助金申請を行っていること ・補助金申請日から5年以上継続して静岡市に居住する意思があること	総合政策課

	【このほか、下記のいずれかの要件を満たすことが必要】 就業に関する要件・起業に関する要件・専門人材に関する要件・テレワークに関する要件・関係人口に関する要件 ※要件等の詳細については、お問い合わせください。	
	【単身での移住の場合】 60 万円 【2人以上の世帯での移住の場合】100 万円 ※18 歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18 歳未満の者1人につき 100 万円が加算されます。	221-1240
移住者就職応援補助金	【主な対象者】いずれにも該当することが必要 ・移住する直前の10年間のうち、通算5年以上静岡県外に居住していた方(就農の場合、静岡県外を静岡市外と読み替えます) ・移住する直前に、連続して1年以上静岡県外に居住していた方(就農の場合、静岡県外を静岡市外と読み替えます) 【主な条件】 ・移住後6か月以上1年6か月以内に補助金申請を行っていること ・補助金申請日から10年以上継続して静岡市に居住する意思があること ・静岡市内の中小企業等の事業所に正規雇用されていること ・就農に関する要件・起業又は事業経営に関する要件 ※要件等の詳細については、お問い合わせください。	総合政策課
	【補助金額】 50 万円	221-1240
空き家改修事業補助金	対象物件: 売買または賃貸借契約を締結した物件 補助対象者: 10 年以上定住する対象物件の購入者・貸主等 対象経費: 水回りや内装等のリフォームに要した経費 ※住宅金融支援機構のフラット35で融資を受ける場合は、借入金利引下げの制度が利用できる場合があります。	住宅政策課
	補助率: 2/3 補助上限: ①ゆとりある住宅地区 200 万円 ②その他地区 100 万円 ※子育て世帯、若年夫婦世帯、市外移住者の場合は、いずれの地区でも補助上限 200 万円	221-1590
中山間地域移住者用住宅改修事業補助金	静岡市中山間地域空き家情報バンクに登録された住宅の所有者が移住者のために住宅を改修する場合、または移住した方が当該住宅を改修する場合。(補助の対象となる中山間地域には制限があります。)	住宅政策課
	【旧安倍6村、両河内地区】 改修に係る費用の 9/10(限度額 200 万円) 【上記以外の中山間地域】 改修に係る費用の 2/3(限度額 100 万円) ※子育て世帯、若年夫婦世帯、市外移住者の場合は、いずれの地区でも補助上限 200 万円	221-1590
空き家片付け事業補助金	空き家情報バンクに登録された住宅の所有者が、住宅に係る家財道具等の処分、清掃等を行う場合。	住宅政策課
	片付けに係る費用の 1/2(限度額 20 万円)	221-1590
空き家建替え促進事業補助金	耐震性の無い空き家を解体する場合。 ・一年以上居住又は使用されていない一戸建ての住宅又は併用住宅(住宅以外の用途部分が延べ面積の2分の1未満) ・耐震性がないと判断されたもの。 ※要件等の詳細については、お問い合わせください。	住宅政策課

	空き家(母屋)の除却に要する経費の1/2の額(上限 100 万円)	221-1192
④設備の充実		
雨水貯留浸透施設設置への助成制度	公共下水道全体計画区域内で、住宅等の敷地へ雨水浸透ますや貯留タンクを設置したり、下水道の整備により不用となった浄化槽を雨水貯留施設に転用する場合、その費用の一部を市が助成します。 市内の一部で制度を利用できない地区があります。事前にお問い合わせください。 設置費の 2/3(限度額は下記のとおり) 雨水浸透ます(A型・浸透管併用) 5万 7000 円/基 雨水浸透ます(B型・浸透ます単体) 2万 8000 円/基 雨水貯留タンク(200 リットル以上) 3万円 雨水貯留タンク(400 リットル以上) 6万円 不用浄化槽転用施設 10 万円/基	下水道維持課 270-9235 下水道事務所 354-2744
浄化槽設置整備事業補助金	補助対象区域において浄化槽を設置する事業であって、単独処理浄化槽又はくみ取り槽から 50 人槽以下の浄化槽に転換する事業(その他条件がありますので、事前にお問い合わせください。) 限度額 122 万 8000 円(区域や人槽等により異なります。)	廃棄物対策課 221-1264
⑤新婚・子育て		
結婚新生活支援	以下の全てに該当する世帯 ・令和8年1月1日～令和9年3月 31 日の間に婚姻届を提出し受理された夫婦 ・婚姻日において、夫婦がともに 39 歳以下であること ・令和7年分の夫婦の所得(合計所得金額)を合算した額が 500 万円未満であること ※令和7年中に貸与型奨学金を返済している場合には、年間返済額を所得から控除できます。 ・申請時において、夫婦が静岡市内で同居していること ・補助金の交付を受けた日から1年以上、申請に係る住宅に定住する意志があること ・過去に夫婦の一方又は双方が本補助金の交付を受けていないこと ・市町村民税の滞納がないこと ・ライフデザイン支援講座等を夫婦がともに受講等していること	こども若者応援課
	以下の費用のうち、80 万円まで。 ・新規の住宅賃借費用(敷金、礼金、仲介手数料、同居開始月から6か月分までの賃料・共益費) ・新規の住宅購入費用(建物代のみ) ・新規のリフォーム費用(修繕、増改築、設備更新費) ・婚姻に伴う引越し費用	221-1698
⑥高齢者、障害のある方		
介護保険の住宅改修	(P16 参照)介護保険の住宅改修と同じ	葵区役所 高齢介護課 221-1180 駿河区役所 高齢介護課 287-8679

		清水区役所 高齢介護課 354-2110 介護保険課 221-1374
日常生活用具給付 等事業の住宅改修	介護保険制度の非該当の方で、以下のいずれかに該当する方が対象(洋式便器等への便器の取替えを実施する場合は、(1)又は(2)に加えて、上肢の機能障害等級2級以上の障害を有する方が対象) (1)下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能に障害(移動機能障害に限る)を有し、これらの障害を合算した身体障害者手帳の障害等級が3級以上の方 (2)視覚に障害等級2級以上の障害を有している方 (3)下肢、体幹又は視覚に障害を有する難病の方(別途医師の診断書が必要) ①手すりの取付②床の段差の解消③滑り止め及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更④引き戸等への扉の変更⑤洋式便器等への便器の取替え、その他①から⑤の各工事に付帯して必要となる住宅改修 住宅改修工事費(限度額 20 万円)	葵区役所 障害者支援課 221-1099 駿河区役所 障害者支援課 202-5818 清水区役所 障害者支援課 354-2106 障害者支援 推進課 221-1587
高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業	静岡市が認定している高齢者向け優良賃貸住宅に入居者する下記の条件をすべて満たす世帯が対象 ・60 歳以上の方 ・入居時に自立した生活を営むことができる方 ・確実な連帯保証人がある方 ・所得月額が市で定める範囲内であること 家賃と入居者負担額との差額を補助 ※補助は大家さんに対して行います。入居者は家賃から補助額を差し引いた入居者負担額を支払います。 ※補助額は住宅、部屋、入居の所得によって異なります。 ※管理期間終了に伴い、補助も終了します。	住宅政策課 221-1590
⑦住宅に困窮する方		
住居確保給付金	(P16 参照)住居確保給付金と同じ	福祉総務課 221-1370
⑧災害対策		
わが家の耐震診断事業	・昭和 56 年5月 31 日以前に建築(着工)された既存木造住宅 ・静岡県耐震診断補強相談士による無料耐震診断を実施 無料	建築安全 推進課 221-1124
木造住宅耐震事業	昭和 56 年5月 31 日以前に建築(着工)された既存木造住宅で、耐震診断の結果、耐震評点が 1.0 未満のものを 1.0 以上に補強する工事 限度額 115 万円(補強計画策定と補強工事に係る経費の8割)	建築安全 推進課 221-1124
ブロック塀等耐震化促進事業	(1)撤去事業: 避難路、通学路沿い等の倒壊又は転倒する危険性のあるブロック塀等を撤去する工事 (2)改善事業: 緊急輸送路、避難地沿い等のブロック塀等を改善する工事	建築安全 推進課

	(1)撤去事業: 工事に要する経費と基準額を比較して、いずれか少ない額の 2/3 以内(限度額 10 万円)※基準額2万円/m (2)改善事業: 工事に要する経費と基準額を比較して、いずれか少ない額の 2/3 以内(限度額 25 万円)※基準額3万 8400 円/m	221-1124
民間建築物吹付 アスベスト対策事業	(1)分析調査事業: 建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられた建材に含有しているアスベストの有無の分析及び調査 (2)除去等事業: 建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられたアスベスト含有建材を除去、封じ込め、または囲い込む措置をする事業	建築安全 推進課
	(1)分析調査事業: 分析調査に要する経費のすべて(上限額:25 万円/棟) (2)除去等事業: アスベスト除去等工事に要する経費※の 1/3 以内 (上限額:60 万円/敷地) ※建築物を除去する場合、アスベストの除去等に要する経費に限る	221-1267
建築物耐震診断、 補強計画策定、 耐震補強事業	(1)建築物耐震診断事業: 昭和 56 年5月 31 日以前に建築(着工)された建築物(マンションを含む。)の所有者等が行う耐震診断 (2)建築物補強計画策定事業: 昭和 56 年5月 31 日以前に建築(着工)された建築物のうち、以下の条件を満たすものの所有者等が行う耐震補強計画 ア災害時に重要な機能を果たす建築物や災害時に多数の者に危険が及ぶおそれのある建築物及びマンション イ原則として、階数が3階以上で延べ面積 1,000 m²以上であり、倒壊した場合に周囲の市街地に及ぼす影響が大きいものの耐震診断により Is 値が 0.6 未満と判定された建築物を 0.6 以上とする補強計画を作成するもの (3)建築物耐震補強事業: 昭和 56 年5月 31 日以前に建築(着工)された建築物のうち、建築物補強計画策定事業の条件を満たす建築物において所有者等が行う耐震補強工事	建築安全 推進課
	(1)建築物耐震診断事業: 事業に要する経費と基準額を比較して、いずれか少ない額の 2/3 以内 (2)建築物補強計画策定事業: 事業に要する経費と基準額を比較して、いずれか少ない額の 2/3 以内(上限額 419 万円) (3)建築物耐震補強事業: 耐震補強工事に要する費用の 23%と延べ床面積に5万 1200 円/m²(マンションの場合は、5万 200 円/m²、免震工法等の特殊な工法による場合は、8万 3800 円/m²)を乗じた額の 23%を比較していずれか少ない額の 2/3 以内(上限額 1,500 万円)	221-1124
耐震シェルター 整備事業	昭和 56 年5月 31 日以前に建築(着工)された既存木造住宅で、耐震診断の結果、住宅の耐震評点が 1.0 未満であること。	建築安全 推進課
	工事に要する経費の 2/3 以内(限度額 40 万円)	221-1124

がけ地近接危険 住宅移転事業	次のいずれかに該当する住宅 (1) 静岡県建築基準条例第3条で指定された災害危険区域内に建っている既存不適格住宅 (2) 静岡県建築基準条例第10条の規定により、建築を制限している区域内に建っている既存不適格住宅 (3) 県知事が指定した土砂災害特別警戒区域に建っている既存不適格住宅 (4) 上記(1)(2)(3)の区域内、及び(3)の区域に指定される見込みのある区域に建っている住宅で、自然災害により安全上の支障が生じ、建築基準法に基づく是正勧告を受けた住宅 ※新築住宅は省エネ基準に適合すること ※事業の前年度に事前相談・協議が必要です。	住宅政策課
	(1) 建物除却費補助(床面積1㎡当たりの限度額(※)×延床面積の補助) ※住宅局標準建設費等通知に定める1㎡当たりの額 (2) 移転に要する引越費補助 97 万 5000 円(動産移転費、仮住居費等に対する一部補助) (3) 敷地造成費補助 60 万 8000 円(借入金利子に対する一部補助) (4) 建物建設費補助 465 万円(借入金利子に対する一部補助) (5) 土地取得費補助 206 万円(借入金利子に対する一部補助)	221-1590
既成宅地防災施設 設置費助成制度	次の(1)～(6)の全てを満たす区域 (1) 次のいずれかに該当する区域であること。 (ア) 土砂災害特別警戒区域にかかる住居が存すること。 (イ) 静岡県が急傾斜地崩壊危険区域に指定した急傾斜地で、その崩壊により倒壊するおそれのある住居が存すること。 (ウ) 高さが5メートル以上の急傾斜地があり、その崩壊により倒壊するおそれのある住居が存すること。 (2) 土砂災害防止等施設の設置後に土地利用を図ることができる平坦地の広さが設置前と同規模程度であること。 (3) 静岡県が実施する急傾斜地崩壊対策事業その他の公共事業の対象となる箇所でないこと。 (4) 宅地を造成する工事の一環として土砂災害防止等施設が設置される箇所でないこと。 (5) 次のいずれかの理由により、住居の移転が相当困難であると認められること。 (ア) 500メートル以内に移転適地がないこと。 (イ) 生業依存度が極めて高く、他に移転することが困難であること。 (ウ) 住居の解体移転を要し、多大な経費を伴うこと。 (6) 補助対象者が土地の所有者でない場合にあっては、当該土地の所有者の補助事業の実施に関する同意があること。 ※事前相談・協議が必要です。	建設政策課
	補助対象となる工事費(地方消費税抜き)の 1/2 以内(限度額 500 万円)※詳しくはお問い合わせください	221-1446
狭あい道路拡幅 整備事業	次のすべての条件にあてはまる方 (1) 宅地の接する道路が静岡市の管理する幅員 1.8m以上の道かつ建築基準法第 42 条第2項の道路であること。 (2) 後退用地を市に寄付して頂くこと。 敷地の測量費と寄附地の舗装費は市が負担します。	建築安全 推進課 221-1238

	補助額は撤去費の2/3(限度額は下記のとおり) フェンス・塀・門の撤去費 1,500～2,800 円/m ブロック塀の撤去費 2,700～6,700 円/m 樹木の撤去費 1,400～8,300 円/本 生垣の撤去費 2,900 円/m 擁壁の撤去費 4,500～9,000 円/m その他、既設代替分の新設(フェンス・塀等)の補助や隅切り奨励金等があります。	
感震ブレーカー設置事業	(1) 自己が所有し、又は居住する静岡市内の住宅に感震ブレーカーを設置する事業 (2) 静岡市内に新築する住宅に感震ブレーカーを設置する事業	危機管理課
	(1) 補助対象経費の3分の2以内の額(1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。)とし、1住戸につき3万円の範囲内で市長が認める額(上記(1)) (2) 1住戸につき1万円の範囲内で市長が認める額(上記(2))	221-1241
⑨被災者支援		
被災者生活再建支援制度	(P19 参照) 被災者生活再建支援制度と同じ	葵区役所 地域総務課 221-1595 駿河区役所 地域総務課 287-8697 清水区役所 地域総務課 354-2024 市民自治推進課 221-1265
被災者自立生活再建支援補助金	(P20 参照) 被災者自立生活再建支援事業と同じ	葵区役所 地域総務課 221-1595 駿河区役所 地域総務課 287-8697 清水区役所 地域総務課 354-2024 市民自治推進課 221-1265
災害見舞金	暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の自然現象又は爆発若しくは火災により、市内において被害を受けた市民の方。	葵区役所 地域総務課 221-1595 駿河区役所 地域総務課 287-8697 清水区役所 地域総務課 354-2024 市民自治推進課 221-1265
	住宅の全壊又は全焼 1世帯 10 万円 住宅の半壊又は半焼 1世帯 5万円 住宅の床上浸水 1世帯 2万円 便槽が浸水し、臨時にくみ取りを行った場合 くみ取りに要した額※ (※1世帯ごと上限2千円)	

島田市の制度



制度名称	制度概要	問い合わせ
	補助額等	電話番号 (0547)
①新築・購入		
地域木材利用促進 事業費補助金事業	以下のすべてに該当する方 ・市内に居住または市内で事業を行うことを目的として、この補助金の対象となる建築物を建築する個人または法人等 ・大井川流域産材を使用すること ・静岡県に建設業許可を受けた業者に発注すること ・新築・増改築の場合、構造躯体は木造であること ・住宅新築の場合、【居室、専用の玄関、専用の台所、浴室、便所】の設備を全て有するもの ・リフォームの場合は、構造躯体条件なしとするが、内装材、外装材、構造材等に木材を使用していること ・市税等の滞納が無いこと	農林整備課
	大井川流域産材の使用量 3㎡以上 7㎡未満 …… 10 万円 7㎡以上 10 ㎡未満 …… 20 万円 10 ㎡以上 15 ㎡未満 …… 30 万円 15 ㎡以上 20 ㎡未満 …… 50 万円 20 ㎡以上…… 1㎡あたり 2.5 万円【上限 80 万円】 ※小数点以下切り捨て	36-7165
③空き家、移住・定住		
空き家改修等事業 費補助金	以下のすべてに該当する方 ・島田市空き家バンク（川根地区に限る）に登録されていること、もしくは登録を確約すること ・改修工事については所有者と利用者が賃貸借契約を締結していること ・利用者が5年以上その住宅に住むこと ・所有者と利用者が生計を一にしていないこと又は三親等以内の親族でないこと ・島田市内に事業所のある事業者が施工すること（残置物処理の場合は除く）	建築住宅課
	（１）改修工事 ・水道、ガス、電気、トイレ、風呂、内装、外装、屋根の改修に要する経費が対象 ・補助対象経費の 1 / 2 以内の額で上限 30 万円（利用者が中学生以下の子と同居する場合は 50 万円） （２）残置物処理 ・家財道具の搬出・廃棄、屋内、屋外の清掃に要する経費が対象 ・補助対象経費の 1 / 2 以内の額で上限 10 万円	36-7193

特定空き家解体事業費補助金	以下のすべてに該当する方 ・ 空き家の所有者又は相続人 ・ 倒壊など保安上の危険があり周辺に悪影響を及ぼしているとして市が特定空き家に認定していること ・ 対象の空き家が市内に所在していること ・ 市内の業者に解体工事を発注すること	建築住宅課
	特定空き家の解体に要する経費の4/5の額（上限30万円）	36-7193
空き家解体事業費補助金	申請者は空き家の所有者又は相続人で、以下のすべてに該当すること ・ 昭和56年5月31日以前に建築され、又は同日において工事中であった耐震性のない木造の一戸建ての住宅又は併用住宅 ・ 人が現に居住していない住宅 ・ 市内の業者に解体工事を発注すること	建築住宅課
	空き家の解体に要する経費の23/100の額（上限30万円） ただし、空き家の相続人又は相続により空き家の所有者となった者が被相続人の死亡日から起算して3年を経過する日までに被相続人が死亡の直前まで居住していた当該空き家に係る空き家解体事業を完了した場合は上限50万円	36-7193
中古住宅購入奨励金	以下のいずれにも該当する方 （1）定住の意思を持って昭和56年6月1日以後に新耐震基準で建築された中古住宅を購入すること（耐震性のない中古住宅の場合は耐震補強工事が必要） （2）中古住宅の売買契約を締結した日から起算して12月を経過する日までに入居すること ※交付対象者が島田市内に住宅を所有し、かつ居住している場合は交付対象外	建築住宅課
	基本額：中古住宅購入費用の1/2で上限30万円。（現金） 加算額： ①中古住宅改修費用の1/2で上限20万円。（現金） ※改修工事を施工する事業者は島田市内に本店、支店又は事業所を有するものが対象 ②中学生以下の子供と同居する場合、10万円（島田市金券） ③居住誘導区域に存する中古住宅を購入する場合、10万円（島田市金券） ④市外からの移住者に10万円（島田市金券）	36-7193
④設備の充実		
住宅用省エネルギー設備設置費補助金	・ 住宅用省エネルギー設備（定置型リチウムイオン蓄電池・家庭用燃料電池）を市内の住宅に導入する住民に対し補助 ・ （定置型リチウムイオン蓄電池を設置する方のみ）太陽光発電設備が設置されている又は同時設置される方 ・ 設置前の申請が必要	環境課
	定置型リチウムイオン蓄電池 10万円 家庭用燃料電池 5万円	36-7145

雨水浸透施設設置費補助金	都市計画区域内（地すべり指定地除く）の住宅及び敷地面積 1,000 平方メートル未満の集合住宅、事務所、店舗等に降った雨水を当該建築物の敷地内で地中に浸透させる施設を設置する方	都市政策課
	下記の区分に応じ、設置する雨水浸透施設の基数に 3 万円を乗じた額を上限とする。 屋根面積：160 ㎡未満・・・2 基まで ：160 ㎡以上・・・4 基まで	36-7179
合併処理浄化槽設置補助金	公共下水道事業認可区域を除く全市域のうち、延べ面積の 1/2 以上を住宅の用に供する建物に 10 人槽以下の浄化槽を設置する者	下水道課 (クリーンセンター)
	※補助額等については、年度により変更する場合あり。 新設等 15 万円(上限) 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への付替え 5 人槽 33 万 2000 円(上限) 7 人槽 41 万 4000 円(上限) 10 人槽 54 万 8000 円(上限) くみ取り便槽から合併処理浄化槽への付替え 5 人槽 33 万 2000 円(上限) 7 人槽 41 万 4000 円(上限) 10 人槽 54 万 8000 円(上限) ※単独処理浄化槽、くみ取り便槽からの付替えについては、宅内配管工事費 30 万円(上限)と単独処理浄化槽撤去費または、くみ取り便槽撤去費 9 万円(上限)が追加で交付されます。 (注) 建物の新設又は増改築に伴い、既設の単独処理浄化槽またはくみ取り便槽を合併処理浄化槽に付替える場合は、新設(補助額 15 万円)扱いとなります。	45-3358
水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給金	- 公共下水道処理区域内における建築物の所有者又は占有者（法人は除く） - 供用開始日から、くみ取便所を改造する場合は 3 年以内、排水設備を改造する場合は 6 月以内に当該工事を完了できる方 - 市税及び下水道事業受益者負担金等の滞納がない方	下水道課 (浄化センター)
	- 融資限度額：当該工事費の範囲内で 100 万円を限度 - 利子補給率等：借入利息のうち年 1.0%を超える部分 - 返済期間：融資を受けた月の翌月から 48 月以内	35-7718
公共下水道接続工事費補助金	以下のすべてに該当する方 - 公共下水道供用開始区域内の土地の所有者又は当該土地に存する建築物の所有者若しくは居住者 - 供用開始日から 6 月以内に当該工事を完了できる方 - 次のすべての要件を満たす合併処理浄化槽を廃止して公共下水道への接続工事を行うもの (1) 処理対象人員が 10 人以下 (2) 島田市合併処理浄化槽設置補助金の交付を受けて設置された合併処理浄化槽でないこと。 - 下水道事業受益者負担金等の滞納がない方	下水道課 (浄化センター)
	当該工事費の範囲内で 20 万円を限度	35-7718

生け垣づくり補助金	以下のすべてに該当するもの ・市内の住宅用地又は事業用地の周囲の全部又は一部に設けるもの ・生け垣の延長が3m以上、外部からの眺望が1m以上、延長1m当たりの本数が2本以上のもの	建設課
	材料費、人工費のうち3万円までは全額、3万円を超えた分は1/2 限度額7万円、1戸につき1回限り	36-7187
⑤新婚・子育て		
結婚新生活支援補助金	以下のすべてに該当する世帯 ・令和8年1月1日以後に婚姻届を提出し受理された夫婦又はパートナーシップの宣誓に係る受領証が交付された2人(以下「夫婦等」という。)からなる世帯 ・婚姻届受理日等の年齢がともに39歳以下 ・令和7年分(4月～5月に申請する場合は令和6年分)の夫婦等の所得の合計額が500万円未満 ・実績報告書又は申請兼実績報告書の提出時に、夫婦等がともに補助の対象となる住宅に住所を有している(購入の場合は、夫婦等のいずれか一方でも可) ・他の公的制度による家賃補助、補助金等を受けていない ・夫婦のいずれも過去に島田市又は他の自治体から本制度及び同趣旨の制度の補助金を受けたことがない ・交付申請の日から1年以上島田市に居住する意思がある ・交付申請の日において市税に滞納がない ・夫婦の双方が、市の指定する講座の受講又は医療機関への妊娠及び出産に関する相談を行う	子育て応援課
	対象経費: 令和8年度内に支払った住宅取得費用、住宅のリフォーム費用、住宅賃貸費用(6ヶ月分を上限)、引越費用 補助金上限額: 婚姻届受理日等における夫婦等の年齢がともに29歳以下の世帯は60万円、それ以外の世帯(39歳以下)は30万円 ※1,000円未満の端数は切り捨て 申請期限: 令和9年3月10日まで	36-7159
⑥高齢者、障害のある方		
介護保険の住宅改修	(P16 参照) 介護保険の住宅改修と同じ	長寿介護課
		34-3287
日常生活用具給付等事業	(P16 参照) 日常生活用具給付等事業と同じ	障害福祉課
	補助額等(限度額と自己負担額)は、お問合わせください。	36-7669
家具転倒防止事業	市内在住の市民で以下のいずれかに該当する世帯に限る。 (1) 65歳以上のみの世帯(一人暮らし世帯を含む。) (2) 以下のいずれかに該当するものが属する世帯 ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者 イ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知別紙)に基づき療育手帳の交付を受けている者 ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者	危機管理課

	保健福祉手帳の交付を受けている者(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和 25 年政令第 155 号)第6条第3項の障害等級が1級である者に限る。) エ 介護保険法(平成9年法律第 123 号)第 27 条第7項の規定により要介護認定を受けている者又は同法第 32 条第6項の規定により要支援認定を受けている者 オ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 22 条第8項の規定により障害福祉サービス受給者証の交付を受けている者 カ 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第4条第2項に規定する障害児である者 (3) その他前2号に準ずるとして市長が特に認めた世帯	
	1世帯につき1回、一つの家具を固定するのに必要な金具の総数を1組とし、3組までを無料で取付け。	36-7320
⑦住宅に困窮する方		
住居確保給付金	(P16 参照)住居確保給付金と同じ	地域福祉課 36-7158
⑧災害対策		
木造住宅耐震補強助成事業	昭和 56 年5月 31 日以前に建築された既存木造住宅で、耐震診断の結果、総合評点が 1.0 未満のものを 1.0 以上に補強する耐震補強計画の策定と耐震補強工事を一体で実施する事業	建築住宅課
	100 万円/戸以内	36-7184
木造住宅建替助成事業	以下のすべてに該当する住宅 ・昭和 56 年5月 31 日以前に建築された既存木造住宅で、耐震診断の結果、総合評点が 1.0 未満のもの ・新築住宅は省エネ基準に適合すること	建築住宅課
	事業費の 23%と以下の限度額を比較して少ない額 除却工事のみを行う場合 30 万円 建替工事を行う場合 60 万円	36-7184
通学路・避難路沿道ブロック塀等安全対策事業	地震発生時において倒壊又は転倒する危険性のあるブロック塀等で、以下のいずれかに該当するもの ・通学路に面して設置された高さ 60 cm以上のもの ・避難路に面して設置された高さ 60 cm以上のもの	建築住宅課
	撤去工事費と2万円/mにブロック塀の延長をかけた額を比較して、いずれか少ない額の2/3(限度額 26 万 6000 円)	36-7184
がけ地近接危険住宅移転事業	次のいずれかに該当する住宅 (1) 静岡県建築基準条例第 3 条で指定された災害危険区域内に建っている既存不適格住宅 (2) 静岡県建築基準条例第 10 条に基づく、建築を制限している区域内に建っている住宅 (3) 県知事が指定した土砂災害特別警戒区域に建っている既存不適格住宅(指定される見込みのある区域を含む) (4) 上記(1)、(2)、(3)の区域内に建っている住宅で、自然災害により安全上の支障が生じ、建築基準法に基づく是正勧告等を受けた住宅 ※新築住宅は省エネ基準に適合すること	建築住宅課

	建物除却費補助 97 万 5 千円（除却費用に対する一部補助） 敷地造成費補助 60 万 8 千円（借入金利子に対する一部補助） 建物建設費補助 465 万円（ 〃 ） 土地取得費補助 206 万円（ 〃 ）	36-7184
安全空間整備耐震シェルター設置事業	耐震シェルターとは住宅内に設置することにより、当該住宅が倒壊した場合でも、居住者の安全を守る機能を有する箱形の構造物で、仕様が別に定めるものをいう。 以下のすべてに該当する方 ・市内在住の市民で以下の世帯に限る。 ・昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築又は工事に着手した市内にある木造住宅であること（一戸建て住宅（貸家（公営住宅を除く。）を含む。）に限る。）。 ・現在、居住している住宅であって、地階を除く階数が 2 以下のものであること。 ・また事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものにあつては、居住用に使われている部分の床面積の割合が当該住宅の延べ床面積の 2 分の 1 以上のものに限る。 ・耐震診断の後に耐震補強工事を行っていないものであること。 ・居住者の所有ではない住宅又は共有である住宅にあつては、耐震シェルターの設置について、所有者又は他の共有者の同意が得られている住宅であること。 ・市税等を滞納していない者（同一世帯に属する者を含む。）であること。 ・上記の要件に該当する住宅の所有者又は使用者であること（当該住宅の使用に係る賃貸借契約又は使用貸借契約の当事者である者に限る。）。 ・住宅の 1 階部分に設置するものとする。 ・本制度の利用は、令和 8 年度末までとする。	危機管理課
	耐震シェルター本体及びその設置のための経費は 45 万円を限度とする。 設置のための床下工事その他の附帯工事に要する経費は 5 万円を限度とする。 上記補助額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする	36-7320
安全空間整備防災ベッド等購入事業	防災ベッド等とは住宅内に設置することにより、当該住宅が倒壊した場合でも居住者の安全を守る機能を有するベッド型の装置で市長が別に定めるものをいう。 以下のすべてに該当する方 ・市内在住の市民で以下の世帯に限る。 ・昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築又は工事に着手した市内にある木造住宅であること（一戸建て住宅（貸家（公営住宅を除く。）を含む。）に限る。）。 ・現在、居住している住宅であって、地階を除く階数が 2 以下のものであること。 ・また事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものにあつては、居住用に使われている部分の床面積の割合が当該住宅の延べ床面積の 2 分の 1 以上のものに限る。 ・居住者の所有ではない住宅又は共有である住宅にあつては、防災ベッド等の設置について、所有者又は他の共有者の同意が得られている住宅であること。	危機管理課

	・市税等を滞納していない者(同一世帯に属する者を含む。)であること。 ・上記の要件に該当する住宅の所有者又は使用者であること(当該住宅の使用に係る賃貸借契約又は使用賃貸借契約の当事者である者に限る。) ・住宅の1階部分に設置するものとする。 ・本制度の利用は、令和8年度末までとする。	
	防災ベッド等の購入及びその設置のための経費は 50 万円を限度とする。 上記補助額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。	36-7320

焼津市の制度



制度名称	制度概要	問い合わせ
	補助額等	電話番号 (054)
①新築・購入		
子育て世帯等定住促進住宅取得支援事業補助金	市外から転入する子育て世帯又は若者夫婦世帯が、令和6年4月1日以降に新築住宅(土地を含む。)を取得する場合に、費用の一部を補助します。 ※その他条件等については、焼津市のホームページをご覧ください。	移住定住課
	・子育て世帯:最大 100 万円 ・若者夫婦世帯:最大 50 万円	626-9411
②リフォーム		
省エネ住宅普及推進事業	耐震性が確保されている既存戸建住宅に対して、省エネ基準を満たす窓・壁・屋根などの断熱改修工事やそれに併せて行う設備の効率化に関わる工事費の補助	建築住宅課
	工事費用又は市の定める基準額に基づいて算出した額とを比較していずれか低い額の 40 パーセント以内の額とし、上限 30 万円。	626-2169
③空き家、移住・定住		
空き家除却事業補助金	昭和 56 年 5 月 31 以前に建築された住宅で以下のいずれかに該当する方 (1) 空き家になって 5 年以上経過したもの (2) 焼津市空き家バンクに登録し 2 年以上経過したもの (3) 宅地建物取引業者と媒介契約を締結し 2 年以上経過したもの (4) 建築基準法第 43 条の規定を満たしていないもの(無接道の空き家) ※その他条件等については焼津市ホームページをご覧ください	建築住宅課
	最大 30 万円(補助対象経費の 3 分の 1 以内の額)	626-2163
中古住宅流通促進事業補助金	市内の築 30 年以上の中古住宅を購入した場合に、費用の一部を助成します。 ※その他条件等については焼津市ホームページをご覧ください	建築住宅課
	基本額 30 万円。ただし、リフォームを施工した場合、施工する業者が市内の業者であり、改修工事の合計額が 200 万円以上(税抜き)であれば 20 万円を加算。	626-2163
④設備の充実		
住宅用太陽光発電システム等設置事業補助金	自ら居住する市内の既存住宅に(1)住宅用太陽光発電システム、(2)住宅用リチウムイオン蓄電池システム、(3)V2H(ビークルトゥホーム)システムを導入する方に対し、設置に要する経費の一部を補助します。 ※詳細については、お問い合わせください。	環境課

	・補助対象機器ごと(1) 太陽光発電システム 5万円、(2) リチウムイオン蓄電池システム 4万円 (3) V2H システム 10 万円 ・補助対象機器ごと、一世帯につき1回限り	626-2153
住宅用新エネルギー機器設置事業補助金	自ら居住する(又は居住を予定する)市内の住宅に未使用の家庭用燃料電池コージェネレーションシステム(エネファーム)を設置する方に対し、設置に要する費用の一部を補助します。 ※詳細については、お問い合わせください。 一律5万円(1世帯につき1回限り)	環境課 626-2153
生け垣づくり補助金制度	・市内に居住又は住宅用地を有する個人で、住宅用地の周囲の全部又は一部に新たに生け垣を設置する方 ・建築後退線より宅地側に設けること ・生け垣設置にかかる樹木購入・工事費用の 1/2 以内(上限5万円、ただし道路沿いで既存のブロック塀等を壊して生け垣につくり替える場合は上限10万円) ・一戸に付き1回限り	都市整備課 626-2165
浄化槽設置補助金	・公共下水道や地域し尿処理施設の整備されていない区域で、自分が住むための住宅(小規模店舗併用住宅を含む。)を建築、又は既に所有し、浄化槽(合併処理型)を設置しようとする方 ・対象浄化槽 10 人槽以下とし、1住宅1基 1基あたりの限度額 ・新築や増改築による新設 20 万円 ・単独処理浄化槽、汲取り式便槽からの設置替え 65 万円(本体 45 万円、宅内配管 20 万円)	下水道課 小屋敷環境管理センター 628-7408
水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給制度	公共下水道区域内の建築物の所有者等で既設のくみ取り便所又はし尿浄化槽便所を水洗便所に改造するための工事を行う個人(新築・法人を除く)に対し、接続工事に要する資金の融資あっせん及びその利子補給を行う制度。 融資金額:5万円以上 100 万円以内(1万円単位) 融資利率:無利子(市が利子を負担) 返済方法:元金均等月賦償還 取扱金融機関:市内金融機関(一部金融機関を除く) 返済期限:12 か月・24 か月・36 か月・48 か月・60 か月	下水道課 624-8300
⑤新婚・子育て		
結婚新生活支援補助金	【対象となる夫婦】 (1) 令和8年1月1日～令和9年3月 10 日の間に婚姻届を提出し、受理された夫婦であること。 (2) 婚姻日時点で夫婦がともに 39 歳以下であること。 (3) 令和8年度(令和7年中)の夫婦の合計所得額が 500 万円未満の世帯 ※貸与型の奨学金を返済している場合は、令和7年1月1日～令和7年 12 月 31 日までの返済額を差し引いた額を所得とする。 (4) 過去にこの制度に基づく補助金を受けていないこと。 (5) 申請時に、夫婦が申請に係る住宅に住所を有していること。 (6) 補助金の交付を受けてから1年以上、申請に係る住宅に定住する意思があること。 ※その他詳細については、お問い合わせください。 【補助対象経費】 住宅取得費用、住宅賃借費用、引越し費用、リフォーム費用 【補助額】 最大 30 万円(夫婦がともに 29 歳以下なら最大 60 万円)	移住定住課 626-9411

⑥高齢者、障害のある方		
介護保険法の規定による住宅改修	(P16 参照) 介護保険の住宅改修と同じ	介護保険課 626-1159
エアコン設置補助金	・自宅にエアコンがない(故障していて使用できない場合を含む)、または 1 台だけ設置されている市内在住者で、世帯全員が住民税非課税の人の内、いずれかに該当する人 ① 65 歳以上のみの世帯 ② 身体障害者手帳1級または2級の人 ③ 療育手帳 A・Bの人 ④ 精神障害者保健福祉手帳1級の人 ・市内の家電販売店で購入するエアコン	高齢者福祉課 障害福祉課
	(自宅にエアコンが 1 台もない方) エアコン購入費・設置費の2分の1以内 上限5万円 (2台目を購入する方) エアコン購入費・設置費の3分の1以内 上限3万円	626-1117 (①該当者) 626-1127 (②～④ 該当者)
日常生活用具給付等事業	(P16 参照) 日常生活用具給付等事業と同じ	障害福祉課 626-1127
⑦住宅に困窮する方		
住居確保給付金	(P16 参照) 住居確保給付金と同じ	福祉政策課 631-5531
⑧災害対策		
わが家の専門家診断事業	(P17 参照) わが家の専門家診断事業と同じ	建築住宅課 626-2169
住宅耐震化相談支援事業	わが家の専門家診断事業による耐震診断を実施済みで耐震補強工事(建替)に至っていない木造住宅の方で、専門家(静岡県耐震補強相談士等)による耐震改修等に関する相談を無料で実施する事業	建築住宅課 626-2169
木造住宅耐震補強助成事業(補強計画一体型)	昭和 56 年5月 31 日以前に建築(着工)された倒壊の可能性がある既存木造住宅で、総合評点を 1.0 以上にする耐震補強計画の策定と耐震補強工事を一体で実施することに対する補助 当該事業に要する耐震補強工事費の8割以内で次の額 上限 100 万円	建築住宅課 626-2169
ブロック塀等撤去事業	通学路・緊急輸送路及び住宅や事業所等から避難所や避難地等へ至る経路沿いにあるブロック塀等で、道路からの高さが 60 cm を超え倒壊等の危険があるものを撤去することに対する補助 実際の撤去費用と基準額に基づいて算出した額とを比較していずれか低い額の 2/3 以内(限度額 20 万円/1 敷地) 基準額 (1)通学路・緊急輸送路沿い 1 万 2000 円/m (2)避難経路沿い 9000 円/m	建築住宅課 626-2169
住宅・建築物耐震改修等事業	密集住宅市街地である「本町～小川新町周辺地区」「石津～田尻北周辺地区」にある昭和 56 年5月 31 日以前に建築(着工)された木造住宅で、耐震診断の結果、総合評点が 0.7 未満のものを除却することに対する補助 事業に要する経費と基準額に基づいて算出した額と比較していずれか少ない額の 23%以内で上限 40 万円	建築住宅課 626-2169

建築物耐震診断事業	木造住宅以外で昭和 56 年5月 31 日以前に建築(着工)された建築物の耐震診断に対する補助事業	建築住宅課
	1棟ごとに、当該事業に要する経費と基準額を比較して、いずれか少ない額の 2/3 以内	626-2169
民間建築物吹付アスベスト対策事業	(1)含有調査事業: アスベストが吹き付けられているおそれがある建築物の含有調査を実施することに対する補助 (2)除去等事業: アスベストを含有している吹付建材の除去(建築物を除却する場合を含む)、封じ込めまたは囲い込みを実施することに対する補助	建築住宅課
	(1)含有調査事業: 含有調査に係る事業費 上限 25 万円/敷地 (2)除去等事業: アスベスト除去等工事に要する事業費の 2/3 以内で上限 120 万円/敷地	626-2169
がけ地近接危険住宅移転事業	条件を満たす敷地に現に建築されている住宅に対する支援。 (1)危険住宅の除却費補助 (2)移転先住宅への引越費用補助 (3)移転住宅の造成費支援 (4)移転住宅の建設費支援 (5)移転住宅の土地取得支援 ※事業の前年度に事前相談・協議が必要です。	建築住宅課
	(1)除去費補助(除却費用に対する一部を補助) ア木造住宅 上限 3 万 6000 円/㎡ イ非木造住宅 上限 5 万 1000 円/㎡ (2)上限 97 万 5000 円(引越費用に対する一部を補助) (3)上限 60 万 8000 円(借入金利子に対する一部を補助) (4)上限 465 万円(〃) (5)上限 206 万円(〃)	626-2169
耐震シェルター等整備事業	昭和 56 年5月 31 日以前に建築(着工)された倒壊の可能性がある既存木造住宅で、65 歳以上の高齢者のみまたは障害者等のみで構成される世帯。 耐震シェルターまたは防災ベッド等のいずれか1台を設置する費用の補助	建築住宅課
	上限 55 万円(設置費用:上限 50 万円、床下工事が必要な場合は 5 万円を上限に上乗せ)	626-2169
家具転倒防止器具等購入費補助金	市内にある住宅を所有又は居住し、当該住宅に家具転倒防止器具等を設置しようとする方	地域防災課
	家具転倒防止器具等の購入費及び工事費の3分の2以内の金額(1,000 円未満切り捨て・上限2万円)を補助	623-2554
感震ブレーカー等設置推進事業補助金	(1)市内にある住宅を所有又は居住し、当該住宅に感震ブレーカー等を設置しようとする方 (2)市内で自らが居住するための住宅(戸建てに限る。)を新築し、当該住宅に感震ブレーカー等を設置しようとする方	地域防災課
	感震ブレーカー等の購入及び設置工事に要する経費の3分の2以内の額(1,000 円未満切り捨て・上限2万円)を補助 ※新築にあつては、1万円を補助	623-2554

	住宅等の敷地に「雨水浸透ます」や「雨水貯留タンク」といった、雨水貯留浸透施設を設置していただく方を対象にその費用を補助します。	河川課
雨水貯留浸透施設 設置補助金	【雨水浸透ますA型】(浸透ます+浸透トレンチ管) ・1基につき 10 万円まで全額補助 ・焼津市内の住宅等1棟につき - 建築面積 50 m²未満・・・1基まで対象 - 建築面積 50 m²以上・・・2基まで対象 【雨水浸透ますB型】(浸透ます) ・1基につき5万円まで全額補助 ・焼津市内の住宅等1棟につき - 建築面積 50 m²未満・・・1基まで対象 - 建築面積 50 m²以上・・・2基まで対象 【雨水貯留タンク】 ・1棟につき3万円まで全額補助 ・焼津市内の住宅等1棟につき、貯水容量の合計が 200 リットル以上のタンク設備 ※設置する前に焼津市への交付申請が必要です。 ※毎年度、予算額に達し次第、受付を終了します。 ※その他条件・詳細については、焼津市のホームページを御覧下さい。	626-1118

藤枝市の制度



制度名称	制度概要	問い合わせ
	補助額等	電話番号 (054)
①新築・購入		
子育てファミリー移住定住促進事業費補助金	18歳以下の子どもがいる世帯が、藤枝市内の新築住宅や中古住宅を購入する際の費用を補助します。	住まい戦略課
	1 補助率 2分の1 2 補助上限額 (1) 購入費用に対する補助 ・市外世帯 50万円 ・市内世帯 30万円 申請者の親世代と同居又は近居する場合、上記の金額に10万円(上限)を加算 優良田園住宅の場合、上記の金額に20万円(上限)を加算 (2) 移転(引越)費用に対する補助(市外世帯のみ対象) ・静岡県外世帯 20万円 ・県内他市町世帯 5万円 3 その他 フラット35を利用し融資を受ける際の借入金利の引下げの対象となります。	631-5750
仲良し夫婦移住定住促進事業費補助金	40歳未満の子どもがいない夫婦が、藤枝市内の新築住宅や中古住宅を購入する際の費用を補助します。	住まい戦略課
	1 補助率 2分の1 2 補助上限額 (1) 購入費用に対する補助 ・市外世帯 50万円 ・市内世帯 30万円 (2) 移転(引越)費用に対する補助(市外世帯のみ対象) ・静岡県外世帯 20万円 ・県内他市町世帯 5万円	631-5750
省エネルギー住宅整備費補助金(省エネリフォーム補助金)	市が指定する国または県の補助金を受けた方で、市内の住宅(併用住宅も可)で行う、該当設備の購入及び設置工事に係る経費が100万円を超えるかつ住宅がZEH水準である方 (1)高性能建材(ガラス・窓・断熱材等) (2)高効率空調設備 (3)高効率給湯設備(燃料電池を除く)	環境政策課
	一律8万円	643-3183
②リフォーム		
住宅省エネ改修推進事業	省エネ基準を満たさない既存の一戸建ての住宅が、省エネ基準又はZEH水準に住宅全体もしくは一部を改修する設計及び工事に要する費用補助	建築住宅課
	・省エネ基準:上限30万円(補助率40%) ・ZEH水準:上限70万円(補助率80%) (詳細についてはお問い合わせください。)	643-3481
省エネルギー住宅整備費補助金(省エネリフォーム補助金)	再掲 (①新築・購入「省エネルギー住宅整備費補助金」)	環境政策課
		643-3183

空き家活用・流通促進事業費補助金	藤枝市内のまちなか空き家バンクに登録された空き家を購入し、リフォームする際の費用を補助します。	住まい戦略課
	1 補助率 2分の1 2 補助上限額 ・子育て世帯 50 万円 ・その他の世帯 30 万円	631-5750
子育てファミリー移住定住促進事業費補助金	18歳以下の子どもがいる世帯が、藤枝市内の中古住宅を購入し、リフォームする際の費用を補助します。	住まい戦略課
	1 補助率 2分の1 2 補助上限額 50 万円 ※対象となる工事内容に制限があります。	631-5750
仲良し夫婦移住定住促進事業費補助金	40 歳未満の子どもがいない夫婦が、藤枝市内の中古住宅を購入し、リフォームする際の費用を補助します。	住まい戦略課
	1 補助率 2分の1 2 補助上限額 30 万円 ※対象となる工事内容に制限があります。	631-5750
③空き家、移住・定住		
空き家活用・流通促進事業費補助金	藤枝市内のまちなか空き家バンクに登録された空き家を購入した際の費用を補助します。	住まい戦略課
	1 補助率 2分の1 2 補助上限額 (1) 購入費用に対する補助 ・市外の子育て世帯 100 万円・市内の子育て世帯 70 万円 ・市外の若者夫婦 80 万円 ・市内の若者夫婦 60 万円 ・上記以外の世帯 30 万円 子育て世帯に該当し、申請者の親世代と同居又は近居する場合、上記の金額に 30 万円(上限)を加算 (2) 移転(引越)費用に対する補助(市外世帯のみ対象) ・静岡県外世帯 20 万円 ・県内他市町世帯 5万円 3 その他 フラット 35 を利用し融資を受ける際の借入金利の引下げの対象となります。	631-5750
空き家解体・除却事業費補助金	藤枝市内の倒壊の危険性のある空き家を解体する際の費用を補助します。	住まい戦略課
	1 補助率 100 分の 23 2 補助上限額 ・相続後3年以内の解体 50 万円 ・無道路地・重機が使用できない解体 50 万円 ・上記以外 30 万円	631-5750
移住定住促進事業(改修事業)	藤枝市中山間地域空き家バンクに登録された住宅に対する次の費用 ・空き家の改修費用 ・売買、賃貸契約媒介手数料	中山間地域活性化推進課
	補助対象経費の2分の1以内 一般世帯 上限 50 万円 子育て世帯 上限 70 万円	639-0120
移住定住促進事業(移転事業)	藤枝市中山間地域空き家バンクに登録された住宅への引越費用	中山間地域活性化推進課
	補助対象経費の2分の1以内 前住地が静岡県外 上限 20 万円 前住地が静岡県内 上限5万円	639-0120
移住定住促進事業(整理事業)	藤枝市中山間地域空き家バンクに登録された住宅に残存する家財道具の廃棄に要する経費	中山間地域活性化推進課

	補助対象経費の2分の1以内 上限 10 万円	639-0120
④設備の充実		
浄化槽設置補助金	・個人の住宅(併用住宅を含む。)用の浄化槽を設置する方 ・公共下水道事業計画区域、農業集落排水処理施設、地域汚水処理施設及び集中浄化槽処理施設の処理区域外の方	下水道課
	・新設 20 万円 ・既設単独処理浄化槽または汲取り便槽からの転換 5人槽 63 万 2000 円 7人槽 71 万 4000 円 10 人槽 84 万 8000 円	644-1181
直接投入型ディスポーザ設置補助金	・公共下水道の使用者又は使用予定者で補助対象となるディスポーザを設置する方 ・自ら住宅を所有し居住する方 ・上水道料金及び下水道使用料を滞納していない方 ・下水道事業受益者負担金及び下水道事業区域外流入分担金を滞納していない方 ・補助を受けて設置したディスポーザを、7 年以上使用した上で故障等の理由で再設置する方	下水道課
	・新設 上限 10 万円 ・再設置 上限 5 万円	644-1181
家庭用蓄電池設置費補助金	市内の再生可能エネルギー発電システムを設置している住宅(併用住宅も可)に家庭用蓄電池を設置する方又は市内の住宅に再生可能エネルギー発電システムと同時に家庭用蓄電池を設置する方 ※V2H充放電設備設置費補助金と併用可能	環境政策課
	1kWh 当たり2万円(上限8万円 1000 円未満切捨て)	643-3183
家庭用ポータブル蓄電池等購入費補助金	市内に居住しており、家庭用ポータブル蓄電池を購入する方 購入費(税抜)の3分の1(上限2万円 10 円未満切捨て)	環境政策課
		643-3183
V2H充放電設備設置費補助金	市内の再生可能エネルギー発電システムを設置している住宅(併用住宅も可)にV2Hを設置する方又は市内の住宅に再生可能エネルギー発電システムと同時にV2Hを設置する方 ※家庭用蓄電池設置費補助金と併用可能	環境政策課
	対象経費の3分の1(上限8万円 1000 円未満切捨て)	643-3183
⑤新婚・子育て		
新婚生活サポート補助金	次の全てに該当する方 (1)令和8年1月1日～令和9年3月 31 日の間に婚姻届が受理されていること。 (2)婚姻日時点で夫婦共に 39 歳以下であること。 (3)令和9年3月 31 日までに藤枝市内の住居を新たに購入又は賃借し、居住していること。 (4)令和7年分の夫婦の所得の合算金額が、500 万円未満であること。ただし、夫婦の年齢がともに 29 歳以下であって、新婚夫婦の双方又はそのどちらか一方が婚姻を機に藤枝市外から転入している場合は 600 万円未満であること。 (5)過去にこの制度に基づく補助を受けていないこと。 (6)他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。 (7)本市の市税に滞納がないこと。	広域連携課

	※貸与型奨学金を返済している場合には、返済額を所得から控除できます。	
	婚姻を機に同居を開始した日から申請期限までにかかった以下の費用(同居を開始した日が令和8年3月31日以前の場合は、令和8年4月1日以降にかかった費用) ・新規の住宅賃貸費用(賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料) ・リフォーム費用 ・新規の住宅購入費用 ・婚姻に伴う引越し費用 補助額:最大80万円 ※所得や転入の有無により異なる ※婚姻日より前に賃貸した場合は、その賃借日が婚姻日から起算して1年以内であること。	643-3229
⑥高齢者、障害のある方		
介護保険住宅改修費支給制度	(P16 参照)介護保険の住宅改修と同じ	介護福祉課 643-3144
重度障害児・者等日常生活用具給付事業(居宅生活動作補助用具)	助成対象経費の9/10(限度額30万円)	障害福祉課 643-3294
⑦住宅に困窮する方		
住居確保給付金	(P16 参照)住居確保給付金と同じ	福祉政策課 643-3161
⑧災害対策		
わが家の専門家診断事業	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅の耐震診断及び耐震相談 専門家(静岡県耐震診断補強相談士)による無料の耐震診断や過去に耐震診断された方向けの無料相談を実施	建築住宅課 643-3481
木造住宅補強計画補強工事事業	昭和56年5月31日以前に建築された耐震性のない木造住宅の耐震補強計画策定及び工事に要する費用補助 補強計画策定及び補強工事に要する費用 ・上限115万円 (過去に補強計画策定補助金を受けた方は、受理済補助金額を差し引いた額)	建築住宅課 643-3481
屋根の耐風診断事業	令和3年12月31日以前に建築された住宅の瓦屋根耐風診断費用補助 診断費用の3分の2以内(上限2万1000円)	建築住宅課 643-3481
屋根の耐風改修事業	令和3年12月31日以前に建築された住宅で、現行の基準に適合しない瓦屋根の改修費用補助(改修後、屋根全体が新基準に適合するものに限る) 屋根の葺き替えに要する費用の23%(上限55万2000円)	建築住宅課 643-3481
木造住宅建替事業	昭和56年5月31日以前に建築された居住している耐震性のない木造住宅を全て除却し、その敷地に継続して居住するための住宅の建設する費用補助(土砂災害特別警戒区域以外で省エネ基準を満たす新築に限る) 除却及び住宅の建設に要する費用の23% ・一般世帯 上限40万円(除却のみは30万円)	建築住宅課 643-3481

	・中学生以下の子が同居する世帯/三世帯同居世帯 上限 80 万円(除却のみは 30 万円)	
ブロック塀等専門家 診断事業	道路に面する道路からの高さが 60cm 以上のブロック塀等の耐震診断	建築住宅課
	専門家による無料の安全点検を実施	643-3481
ブロック塀等耐震改 修促進事業	地震により倒壊又は転倒する危険性のあるブロック塀等の撤去及び、安全なフェンス等への改善補助 (改善補助は通学路・緊急輸送路等に面する場合のみ)	建築住宅課
	撤去 ブロック塀等の撤去費の 3/3 以内または 2/3 以内※ (限度額 10 万円)※通学路等でない箇所 改善 フェンス等への改善費の 2/3 以内(限度額 25 万円)	643-3481
既存建築物耐震性 向上事業	昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された、又は建築中であった建築物の耐震診断補助	建築住宅課
	当該事業に要する経費と別に定める基準額とを比較していずれか少ない額の 2/3 以内(限度額 50 万円)	643-3481
がけ地近接危険住 宅移転事業	次のいずれかの条件にあてはまる住宅の除却・移転等補助 (1)災害危険区域内の既存不適格住宅 (2)静岡県建築基準条例第 10 条の規定により建築を制限している区域の既存不適格住宅 (3)土砂災害特別警戒区域内の既存不適格住宅 (4)上記(1)、(2)、(3)の区域内に建っている住宅で、自然災害により安全上の支障が生じ、是正勧告を受けた住宅	建築住宅課
	建物除去費 97 万 5000 円 敷地造成費 60 万 8000 円(借入金利子に対する一部補助) 建物建設費 465 万円(借入金利子に対する一部補助) 土地取得費 206 万円(借入金利子に対する一部補助)	643-3481
土砂災害警戒区域 内住宅移転事業	次のいずれかの条件にあてはまる住宅の除却・移転補助 (1)災害危険区域内の既存不適格住宅 (2)静岡県建築基準条例第 10 条の規定により建築を制限している区域の既存不適格住宅 (3)土砂災害特別警戒区域内の既存不適格住宅 (4)土砂災害警戒区域に当該指定前からある住宅 (5)事業着手時点で過去 3 年間に災害救助法の適用を受けた区域に存する住宅	建築住宅課
	建物の除却 最大 30 万円 建物の建設 最大 50 万円(同一地区移転※最大 70 万円) 引越し 最大 5 万円 ※同一地区移転:移転前と同じ中学校区内への移転	643-3481
耐震シェルター整 備事業	昭和 56 年 5 月 31 日以前の基準で建てられた木造住宅の 1 階への耐震シェルター設置費補助	建築住宅課
	上限 50 万円(※利用者が高齢者等の場合 上限 60 万円)	643-3481
防災ベッド整備事業	昭和 56 年 5 月 31 日以前の基準で建てられた木造住宅の 1 階への防災ベッド設置費補助	建築住宅課
	上限 45 万円(※利用者が高齢者等の場合 上限 55 万円)	643-3481
家具転倒防止器具 取付サービス事業	タンス・食器棚・テーブル・本棚・冷蔵庫などの転倒防止器具無料の取り付けサービス	地域防災課
	【一般住宅】家具固定の台数上限 5 台 【特例住宅(65 歳以上のみの世帯、要介護 3 以上などの人が居住する住宅)】固定家具の台数に制限なし ※テレビ・仏壇などの固定は有料となる場合あり。	643-2110

感震ブレーカー等 設置推進事業	一定規模以上の地震の揺れを感知して電気の供給を遮断する機能を有する器具の設置費補助	地域防災課
	【一般住宅】設置費用の2/3(上限5万円)、新築住宅は一律1万円 【特例住宅(要介護3以上などの人が居住する住宅)】設置費用の10/10(上限10万円)、新築住宅は一律1万5000円	643-2110
雨水貯留浸透施設 設置推進事業	自己が所有する雨どいのある建物の敷地に雨水浸透ます及び雨水貯留タンクを新たに設置する方	水害対策室
	(1)雨水浸透ますA型1基につき10万円まで全額補助 (2)雨水浸透ますB型1基につき5万円まで全額補助 上記(1)及び(2)の建築面積(設置数) 市内の住宅等1棟につき 建築面積50平方メートル未満・・・1基まで対象 建築面積50平方メートル以上・・・2基まで対象 (3)雨水貯留タンク1基につき3万円まで全額補助 市内の住宅等1棟につき 貯留容量の合計が200リットル以上のタンク設備 ※設置個所に条件あり	643-3155
止水板設置推進事業	住居に止水板を設置する方	水防対策室
	【補助率】1/2 【上限】30万円 簡易的な止水板は購入費を、工事が伴うものは購入費及び工事費を補助。	643-3155

牧之原市の制度



制度名称	制度概要	問い合わせ
	補助額等	電話番号 (0548)
①新築・購入		
子育て 家族定住奨励金 交付事業	・新たに市内に住宅を取得した 40 歳未満の夫婦または中学生以下の子を持つ方に対し、奨励金を交付。 ・新たに住宅を建築または購入したものであり、住宅の引渡日から2ヶ月以内の申請であること。 ・住宅が共有である場合、それぞれ夫婦の持分の合計が5分の1以上であること。 ・住宅の延べ床面積が 50 m²以上であり、玄関、居室、台所、便所および浴室を備えていること。 ・住宅の取得価格の合計額が 300 万円以上、又は取得価格が 300 万円未満の場合は、当該住宅の用に供する土地の取得価格と併せて 500 万円以上であること。 ・対象住宅に引き続き 10 年以上居住すること。	建設部 都市住宅課
	基本額:10 万円 加算額 (1)同居する中学生以下の子がいる場合、1人目 10 万円、2人目 20 万円、3人目 30 万円、4人目以降一律 10 万円加算。 (2)住宅の用に供するために新たに土地を 200 万円以上で購入した場合、10 万円加算。 (3)牧之原市空き家・空き地バンクに登録された物件を購入した場合、10 万円加算。 (4)市内事業者にて対象住宅を建築した場合、10 万円加算。 転入前3年以上、市外に住民登録されており、引渡前2年以内または引渡後に転入した場合、30 万円加算。	53-2633
省エネルギー住宅 補助金	・省エネルギー住宅(BELS における戸建住宅の種類が「ZEH」又は「ゼロエネ相当」であるもの)の新築又は省エネルギー住宅への改修費用の一部を補助。 ・市内に居住している方、又は居住する予定がある方 ・市税等の滞納がない方 ・建築・改修工事については、補助金の申請年度内に着手し、完了すること	市民生活部 環境課
	基本額 最大8万円(市内業者の施工の場合は最大 10 万円) 家庭用蓄電池システム・太陽光発電システム補助金と併用可 (併用の場合は最大 25 万円)	53-2609

②リフォーム		
空き家活用リフォーム等補助金交付事業	空き家・空き地情報バンクを利用して、市外から移住する方に、空き家のリフォームや残置物の処理費用を補助。 (1)移住者対象リフォーム補助 ア過去3年、牧之原市内へ住所を置いたことがないもの イ対象空き家の引渡日から1年以内の申請であること ウ対象空き家に5年間居住すること エ経費の総額が5万円以上であること (2)空き家活用事業者等対象リフォーム補助 ア10年間移住者限定賃貸物件として空き家・空き地バンクに登録することを条件にリフォーム工事を行うこと イ経費の総額が100万円以上であること (3)残置物処理補助 空き家バンクへの申込者又は(2)の対象となる事業者等が空き家の残置物を処理すること ※「空き家・空き地情報バンク」とは市内の空き家、空き地の物件情報を提供するしくみ利用にあたっては、事前協議が必要。	建設部 都市住宅課
	(1)移住者対象リフォーム補助 対象経費の2分の1以内(最大30万円) (2)空き家活用事業者等対象リフォーム補助 対象経費の2分の1以内(最大100万円) (3)残置物処理補助 対象経費に係る費用実費(最大5万円)	53-2633
住宅屋根耐風改修事業	(1)瓦屋根の耐風診断事業 住宅の瓦屋根が建築基準法の告示基準に適合しているか確認するための耐風診断費用の一部を補助 (2)瓦屋根の耐風改修事業 建築基準法の告示基準に適合しない瓦屋根全体を改修する工事費用の一部を補助	建設部 都市住宅課
	(1)瓦屋根の耐風診断事業:最大2万1000円 「耐風診断に必要な費用」と「3万1500円」を比較し、いずれか少ない額の3分の2以内の額 (2)瓦屋根の耐風改修事業:最大55万2000円 「改修に必要な工事費」と「屋根の面積(m²)×2万4000円(上限240万円)」を比較し、いずれか少ない額の23%の金額	53-2633
③空き家、移住・定住		
子育て家族定住奨励金交付事業	再掲 (①新築・購入「子育て家族定住奨励金交付事業」)	
空き家活用リフォーム等補助金交付事業	再掲 (②リフォーム「空き家活用リフォーム等補助金交付事業」)	
結婚新生活支援助成金交付事業	令和8年1月1日から令和9年3月31日までに婚姻届を提出した39歳以下の夫婦で、夫婦の所得の合計が500万円未満の世帯に対して住居に関する費用(住居の購入または賃貸借などの住居費と引越し費用の合計額)を助成。	建設部 都市住宅課
	夫婦のいずれか高い方の年齢が、29歳以下の世帯は60万円、39歳以下の世帯は30万円を限度とする。	53-2633

	令和8年4月1日から令和9年3月 31 日までに婚姻届を提出し、市内のアパートなどに居住する夫婦	建設部 都市住宅課
しあわせ新婚さん家 賃助成金	家賃月額4万 5000 円以上の民間の賃貸住宅に居住している夫婦に対し、月額4万 5000 円を超えた部分について1万円を上限として、24 ヶ月間助成。 (住宅手当が支給されている場合、家賃月額から住宅手当の額を除く)	53-2633
④設備の充実		
家庭用蓄電池システム・太陽光発電システム補助金	・家庭用蓄電池システム及び太陽光発電システム設置工事の一部を補助。 ・市内に居住している方、又は居住する予定がある方 ・市税等の滞納がない方 ・家庭用蓄電池システムの設置は常時太陽光発電システムと接続していること ・建築・改修工事については、補助金の申請年度内に着手し、完了すること	市民生活部 環境課
	(1)家庭用蓄電池システムの設置 最大8万円(市内業者施工の場合は最大 10 万円) (2)太陽光発電システムの設置 最大4万円(市内業者施工の場合は最大5万円)	53-2609
自然エネルギー利用推進事業	市内に居住または居住の予定があり、住宅に自然循環型太陽熱温水器、強制循環型太陽熱利用システムを設置する者。	市民生活部 環境課
	(1)自然循環型太陽熱温水器 一基当たり1万 5000 円 (2)強制循環型太陽熱利用システム 一基当たり3万円	53-2609
浄化槽設置事業	個人の住宅(併用住宅含む。)に浄化槽を設置する方 ※併用住宅 延べ床面積の 1/2 以上を居住の用に供する建物 (1)新增築に伴い合併槽を設置する場合(上限額) 設置工事に対する補助 5人槽:19 万 9000 円 7人槽:24 万 8000 円 10人槽:32 万 8000 円 (2)新增築を伴わず、単独槽又は汲み取便槽から合併槽へ切り替える場合(上限額) 設置工事に対する補助 5人槽:33 万 2000 円 7人槽:41 万 4000 円 10人槽:54 万 8000 円 (3)単独槽または汲み取便槽から合併槽に設置替えの場合のみ宅内配管工事に対する補助 30 万円 (4)単独槽または汲み取便槽撤去工事に対する補助 9万円 ※各補助額は上限額ですので、実際の工事費によっては変動します。 ※分家する場合を除き合併槽付きの住宅に住んでいる方は対象外です。 ※補助対象等については、必ずお問い合わせください。	市民生活部 環境課 53-2609

緑のいえなみ整備事業	・道路に面した敷地内に延長が3m以上の樹木を植樹すること。 ・樹木の数、中木の場合は延長1m当たり0.5本以上、低木の場合は延長1m当たり1本以上であること。 ・植樹する樹木が、プランター等の移動可能でないもの。 ・フェンスを併設する場合は、基礎高が60cm以下かつ基礎含む全体の高さが1.2m以下であり、樹木の高さが基礎高よりも高いこと。	建設部 都市住宅課
	補助対象経費の2/3と植樹等の延長に1m当たり2万5000円を乗じた額を比較して、いずれか少ない額。 ※1敷地につき10万円を限度とする。	53-2633
⑤新婚・子育て		
子育て家族定住奨励金交付事業	再掲（①新築・購入「子育て家族定住奨励金交付事業」）	
結婚新生活支援助成金交付事業	再掲（③空き家、移住・定住「結婚新生活支援助成金交付事業」）	
しあわせ新婚さん家賃助成金	再掲（③空き家、移住・定住「しあわせ新婚さん家賃助成金」）	
⑥高齢者、障害のある方		
介護保険の住宅改修	(P16 参照) 介護保険の住宅改修と同じ	健康推進部 長寿介護課
		23-0076
障害児(者)日常生活用具給付事業 (居宅生活動作補助用具)	【対象者】 (1) 下肢、体幹機能障害若しくは乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する方で、身体障害者手帳の障害等級が3級以上の方 (特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の方) (2) 視覚障害を有する方で、身体障害者手帳の障害等級が2級以上の方 (3) 下肢又は体幹機能に障害がある難病の方 (医師の診断書、意見書等で難病等による障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度と確認できる方のみ。)	福祉こども部 社会福祉課
	【住宅改修の範囲】 (1) 手すりの取付け (2) 段差の解消 (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 (4) 引き戸等への扉の取替え (5) 洋式便器等への便器の取替え 【補助基準額】 20万円(基準額を超過した金額は、全額自己負担。) 【自己負担額】 改修工事費用の1割 (市民税非課税世帯は自己負担なし。所得制限あり。) 【給付の限度】 原則1回 ※ 介護保険制度が優先となります。 ※ 改修前に申請が必要です。	23-0072

家庭内家具等転倒防止器具取付サービス事業	・市内に住所を有する 65 歳以上の高齢者のみの世帯 ・家の中にあるタンス、テレビ、食器棚、冷蔵庫等 ・対象となる家具等は、1世帯当たり5台まで	総務部 危機管理課
	固定に必要な器具の取付作業に要する費用は、市が負担する。 転倒防止に使用する器具は、申請者が負担する。 1台 5400 円 家具等の転倒防止器具取付作業は、牧之原市が委託する榛南建築工業組合に所属する組合員が実施し、器具等の代金は申請者が組合員に直接支払う。	23-0056
⑦住宅に困窮する方		
住居確保給付金	(P16 参照)住居確保給付金と同じ	福祉こども部 福祉相談課 23-0078
⑧災害対策		
住宅屋根耐風改修事業	再掲 (②リフォーム「住宅屋根耐風改修事業」)	
わが家の専門家診断事業	昭和 56 年5月 31 日以前に建築された既存木造住宅	建設部 都市住宅課
	専門家(静岡県耐震診断補強相談士)による無料の耐震診断を実施	53-2633
木造住宅耐震補強助成事業(計画一体型)	昭和 56 年5月 31 日以前に建築された既存木造住宅で、耐震診断の結果、総合評点が 1.0 未満のものを 1.0 以上に補強する計画策定及び工事(ただし、総合評点が 0.3 以上上がる計画策定及び工事に限る。)	建設部 都市住宅課
	事業に要する経費と上限額とを比較して、いずれか少ない額。(ただし、耐震補強工事に要する経費の5分の4を限度とする。) ・基本上限額 115 万円	53-2633
ブロック塀等耐震化促進事業	避難路沿道等にあり、基礎を除いて 4 段以上または 80cm 以上の高さの倒壊の恐れのある危難なブロック塀等の撤去緊急輸送路や避難地、避難所に面したブロック塀等の改善	建設部 都市住宅課
	(1)撤去 見積額とブロック塀等の延長に 1 m 当たり 9200 円を乗じた額を比較して、いずれか少ない額の 1/2 以内、かつ 1 敷地につき 20 万円を限度とする。 (2)撤去(安全な通学路等) 見積額とブロック塀等の延長に 1 m 当たり 2 万円を乗じた額を比較して、いずれか少ない額の 2/3 以内、かつ 1 敷地につき 20 万円を限度とする。 (3)改善(安全な通学路等) 見積額とブロック塀等の延長に 1 m 当たり 3 万 8400 円を乗じた額を比較して、いずれか少ない額の 2/3 以内、かつ 1 敷地につき 25 万円を限度とする。	53-2633
がけ地近接等危険住宅移転事業	次のいずれかの条件にあてはまる住宅 (1)静岡県建築基準条例第 3 条で指定された災害危険区域内に建っている住宅 (2)静岡県建築基準条例第 10 条に基づく、建築を制限している区域内に建っている住宅で、昭和 29 年 3 月 31 日以前に建築された住宅	建設部 都市住宅課

	(3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条の規定に基づき県知事が指定した土砂災害特別警戒区域内に建っている住宅	
	建物除去費補助 97万5000円(除去費用に対する一部補助) 敷地造成費補助 60万8000円(借入金利子に対する一部補助) 建物建設費補助 465万(〃) 建物建設費補助 206万(〃) ※ただし、建物除去費補助を除く他の借入金利子に対する補助金については、移転先が市内の場合のみ補助対象とする。	53-2633
家庭内家具等転倒防止器具取付サービス事業	再掲 (⑥高齢者、障害のある方「家庭内家具等転倒防止器具取付サービス事業」)	
	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅	建設部 都市住宅課
耐震シェルター整備事業	補助対象経費の2/3以内(1000円未満端数切捨て)40万円を限度とする。(ただし、高齢者世帯は50万円を上限とする。) 補助対象経費は、耐震シェルターの購入費、設置費(設置のための床下工事を含む)及び運搬費とする。 静岡県知事が認める耐震シェルターの一覧に記載されているものに限る。	53-2633
	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅	建設部 都市住宅課
防災ベッド普及事業	防災ベッドの購入に要する費用は、2/3以内(1000円未満端数切捨て)40万円を限度とする。(ただし、高齢者世帯は50万円を上限とする。) 静岡県知事が認める防災ベッドの一覧に記載されているものに限る。	53-2633
感震ブレーカー等設置事業	・市内に住宅を所有し、又は居住している個人(ただし、賃貸目的の住宅への設置については、当該住宅の居住者に限る。) ・市内に戸建住宅を新築する個人 ・設置する器具は、(一社)日本配線システム工業会が定める規格の感震機能付住宅用分電盤(JWDS0007付2)の構造及び機能を有するもの	総務部 危機管理課
	(1)購入及び設置工事に要する経費の2/3以内(1000円未満端数切捨て)5万円を限度とする。 (2)新築住宅は、一律1万円	23-0056
	地震災害発生時において、非常用飲料水を確保するために、飲料水の備蓄可能な貯水槽等を設置する者	総務部 危機管理課
飲料水タンク設置普及事業	(1)飲料水タンクの購入に要する費用(水道事業管理者が認めるもの)は、1/2以内(1000円未満端数切捨て)15万円を限度とする。 (2)貯水能力を有する機器で、特に水道事業管理者が設置を認めるものの購入に要する費用は、1/2以内(1000円未満端数切捨て)15万円を限度とする。 補助の対象となる経費は、非常用飲料水タンク本体及びその付属品で、送料、取付費、申請費等は含まない。	23-0056

吉田町の制度



制度名称	制度概要	問い合わせ
	補助額等	電話番号 (0548)
④設備の充実		
住宅用新エネルギー機器等設置事業費補助金	町内に現に居住し、又は居住する予定の既存住宅に太陽光発電システム・蓄電池システムを設置する方	都市環境課 環境部門
	太陽光発電システム2万円・蓄電池システム同時設置 8万円	33-2102
生け垣づくり事業補助金	・住宅用地又は事業場用地(500 m²以下)周囲の全部又は一部に新設する生け垣等で、建築基準法に規定する道路に3m以上面するもの ・樹高(外部から眺望できる部分)がおおむね1m以上、樹木数が延長1m当たり2本以上 (その他の要件あり。)	都市環境課 都市計画部門
	・経費が3万円以下の場合は、全額 ・経費が3万円を超える場合は、3万円と3万円を超える金額の1/2を合算した額(限度額5万円)	33-2161
浄化槽設置費補助金	・公共下水道事業計画区域以外の地域又は公共下水道事業計画区域内のうち現に下水道の整備がなされておらず、かつ、将来的にも下水道の整備が見込まれない地域 ・住宅を建設若しくは購入し、又は既に所有する方であって、浄化槽を設置する方 ・既設の住宅用単独浄化槽又は汲み取り式便所を浄化槽に設置替えする方 ・10人槽以下で、1家庭1基 (その他の要件あり。)	上下水道課 下水道業務部門
	(1)新設 5人槽 26万9,000円、7人槽 33万5,000円、10人槽 44万4,000円(限度額) (2)設置替え 5人槽 33万2,000円、7人槽 41万4,000円、10人槽 54万8,000円(限度額) ※既設の単独浄化槽や汲み取り式便所から設置替えする場合は、宅内配管工事費(上限33万円)と撤去工事費(単独浄化槽の場合上限15万円、汲み取り式便所の場合上限12万円)についても対象となります。	33-1100
⑤新婚・子育て		
新婚生活応援補助金	令和8年1月1日から令和9年3月31日までの間に婚姻している夫婦(婚姻届を提出し、受理されていること。)で、新たに町内に住宅を購入又は賃借し、引越しをしていること	企画課 シティプロモーション部門
	・婚姻時において夫婦の双方が29歳以下である世帯 : 上限60万円 ・婚姻時において夫婦の一方又は双方が39歳以下である世帯 : 上限30万円	33-2135
⑥高齢者、障害のある方		
介護保険法の規定による住宅改修	(P16参照)介護保険の住宅改修と同じ	福祉課介護保険部門 33-2106

日常生活用具給付等事業	(P16 参照) 日常生活用具給付等事業と同じ	福祉課社会福祉部門
	補助額等(限度額と自己負担額)は、右記へお問合せください	33-2104
家庭内家具等転倒防止器具取付サービス事業	町内に住所を有する 65 歳以上のみの世帯	防災課 防災部門
	・大工の作業費用を町が負担 ・1世帯当たり5台まで ・器具などの代金は自己負担	33-2164
⑦住宅に困窮する方		
住居確保給付金	(P16 参照) 住居確保給付金と同じ	中部健康福祉センター 054-644-9274
⑧災害対策		
わが家の専門家診断事業	(P17 参照) わが家の専門家診断事業と同じ	都市環境課 都市計画部門 33-2161
木造住宅耐震補強計画及び耐震補強工事補助金	(P17 参照) 木造住宅の耐震改修事業と同じ	都市環境課 都市計画部門 33-2161
ブロック塀等耐震化促進事業	事業の執行期間は1か年とする(災害復旧事業は対象外)。	都市環境課 都市計画部門
	事業費と撤去するブロック塀等の延長1mにつき2万円を乗じて得た額とのいずれか少ない額の 2/3 以内(限度額 13 万3千円)	33-2161
避難路・避難地沿いブロック塀等緊急改善事業	・事業(災害復旧事業は対象外)の執行期間は1か年とする。 ・建築基準法第 42 条第2項の道路内には築造しないこと。 ・静岡県作成の「新しいブロック塀の造り方」によること。 ・他の塀へ転換する場合は金属製フェンス等安全な塀にすること。	都市環境課 都市計画部門
	当該事業に要する経費と改善する延長1mにつき3万 8400 円を乗じて得た額とを比較して、いずれか少ない額の 1/2 以内(限度額 25 万円)	33-2161
防災ベッド等・耐震シェルター設置事業	町内に住所を有する者	都市環境課 都市計画部門
	・防災ベッド等設置に対し最大 40 万円 ・耐震シェルター設置に対し最大 40 万円 ※65 歳以上の高齢者のみ世帯は最大 50 万円	33-2161
住宅屋根耐風改修助成事業	(1)瓦屋根の耐風診断事業 住宅の瓦屋根が建築基準法の告示基準に適合しているか確認するための耐風診断費用の一部を補助 (2)瓦屋根の耐風改修事業 建築基準法の告示基準に適合しない瓦屋根全体を改修する工事費用の一部を補助	都市環境課 都市計画部門
	(1)瓦屋根の耐風診断事業:最大2万 1000 円 「耐風診断に必要な費用」と「3万 7800 円」を比較し、いずれか少ない額の3分の2以内の額 (2)瓦屋根の耐風改修事業:最大 55 万 2000 円 「改修に必要な工事費」と「屋根の面積(m ²)×3万円(上限 300 万円)」を比較し、いずれか少ない額の 23%の金額	33-2161

外部補強減災化助成事業	(1)屋根の軽量化 住宅の屋根全体を重い屋根から軽い屋根へ軽量化する工事費用の一部を補助(過去に木造住宅耐震補強助成事業を実施し補助金の交付を受けた住宅でないもの) (2)外付けブレース 木造住宅耐震診断の結果、耐震評点が 1.0 未満と診断された旧基準木造住宅について、0.7 以上 1.0 未満の改修促進工事費用の一部を補助	都市環境課 都市計画部門
	(1)屋根の軽量化 及び (2)外付けブレース 1棟ごとに当該事業に要する経費に5分の4を乗じて得た額と 85 万円とを比較していずれか少ない額	33-2161
がけ地近接危険住宅移転事業	(1)建物除去費補助 (2)敷地造成費補助 (3)建物建設費補助 (4)土地取得費補助	都市環境課 都市計画部門
	(1)限度額 80 万円(除却費用に対する一部補助) (2)限度額 59 万円(借入金利子に対する一部補助) (3)限度額 457 万円(") (4)限度額 206 万円(")	33-2161
感震ブレーカー等設置推進事業補助金	(1)町内に住宅を所有または居住している者 (2)町内に自らが居住するための戸建住宅を新築する者	防災課 防災部門
	(1)購入及び設置に要する経費 2/3(上限5万円) (2)設置に要する経費 一律1万円	33-2164

川根本町の制度

制度名称	制度概要	問い合わせ
	補助額等	電話番号 (0547)
①新築・購入		
定住促進住宅建設 事業費補助金	・町内に住所を有する者または補助事業完了の日から起算して30日以内に川根本町に住民登録をすると見込まれる者 ・自ら10年以上居住するためのもの ただし、次のものは除く (1)別荘、賃貸住宅、駐車場、倉庫その他定住住宅以外のもの (2)新築に係る工事費の総額が600万円未満のもの (3)併用住宅にあつては、居住部分の割合が2分の1未満のもの ・新築の住宅床面積が50平方メートル以上280平方メートル以下のもの ・申請者及び同居親族が町に納付すべき町税等を滞納していないこと	経営戦略課 定住・移住推進室
	住宅の新築に要する経費の100分の5以内とし、30万円を限度とする ただし、申請日において、申請者に申請者と同居する中学生以下の子がいるとき(申請者又は申請者と同居する配偶者等が母子健康手帳の交付を受けている場合は同様とみなす。)は50万円を加算するものとする	56-2221
定住・移住促進住宅家賃購入補助金	申請時に年齢が50歳以下のもの(ただし、補助対象者が生計を一にする18歳以下の扶養親族を有する場合又は夫婦どちらかが50歳以上で夫婦どちらかが50歳以下の世帯は、この限りでない)で、次に該当するものとする (1)3年以上、賃貸住宅(当補助金を申請する年度又は申請する前年度に、町内に所在する建物の所有者等と申請者本人との間で賃貸借契約を締結し、自己の居住の用に供する住宅)又は家賃購入(当補助金を申請する年度又は申請する前年度に、町内に所在する建物の所有者等との間で売買契約書を締結し、自己の居住の用に供する住宅)に規定する住宅に住民登録して居住する者又はその見込みのある者 (2)町内に住所を有しない者で、申請後から起算して30日以内に川根本町に住民登録をすると見込まれるもの (3)申請者及び世帯全員に町税の滞納がないこと (4)生活保護法(昭和25年法律144号)による保護を受けていないこと (5)申請者及び同一世帯全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと (6)世帯員にこの要綱による補助金の交付を受けた者がいないこと	経営戦略課 定住・移住推進室

	「家賃補助金」 家賃から住宅手当を減じた額の2分の1 限度額:月額2万円 「家屋購入補助金」 購入費の2分の1 限度額:30 万円	56-2221
②リフォーム		
住宅改修事業費補助金	・町内に住所を有する者または補助事業完了の日から起算して30 日以内に川根本町に住民登録をすると見込まれる者 ・同一の住宅につき1 回限り(前回の申請から起算して10 年間が経過した場合は再度の申請が可能) ・事業に要する経費で事業費が30 万円以上のもの ・対象物件の機能向上を図る改修経費で次に該当するもの (1) 老朽化による住宅の改修等のための工事(給湯機器(電気・ガス・石油等)および川根本町クリーンエネルギー機器導入促進事業費補助金の対象機器は除く) (2) 住宅の機能維持又は機能向上のために行う改築工事又は増築工事(給湯機器(電気・ガス・石油等)および川根本町クリーンエネルギー機器導入促進事業費補助金の対象機器は除く)	経営戦略課 定住・移住推進室
	補助対象経費の3分の1 限度額15 万円 ただし、次に該当するときは補助額に5万円を加算する ① Uターン者など同居人が増えるための増改築を行う場合 ② 18 歳未満の子供部屋の増改築を行う場合	56-2221
③空き家、移住・定住		
空き家改修事業費補助金	・「空き家バンク」に登録された物件を購入又は賃貸した者で、かつ、住民登録をし、5年以上定住する意思のある移住者又は町内在住者 ・「空き家バンク」に登録された物件を移住者賃貸住宅として活用しようとする事業者 ・事業者(個人を含む)により施工される当該物件の改修 ・対象物件の機能向上を図る改修経費で次に該当するもの (1) 内装、屋根、外壁等の機能向上に係る経費 (2) 台所、浴槽、便所、洗面所等の設備改善に係る経費	経営戦略課 定住・移住推進室
	・移住者及び町内在住者向け 補助対象経費の1/2 限度額:50 万円 (生計を一にする18 歳未満の扶養親族を有する世帯 限度額:100 万円) ・空き家活用事業者向け 補助対象経費の1/2 限度額:200 万円 ※空き家バンクに10 年以上登録し、移住者限定の賃貸住宅として活用する場合に限る	56-2221
空き家バンク登録物件清掃費補助金	・空き家バンクを利用して、空き家を購入又は賃借し、かつ、居住又は居住しようとする個人(以下「空き家購入者等」という。) ・空き家バンク登録物件に係る所有権その他の権利を有し、当該物件の売却又は賃貸を行うことができる個人 ・この要綱による補助金の交付を受けていないもの	経営戦略課 定住・移住推進室
	補助対象経費の1/2 限度額:15 万円	56-2221

④設備の充実

クリーンエネルギー 機器導入促進事業 費補助金	・設置工事前に申請が必要 ・町内に住所を有している者で町税等を滞納していない者 ・クリーンエネルギー機器設置工事完了後、実績報告書提出時までに川根本町に住民登録を行う者 ・自ら居住する町内の住宅(店舗併用住宅も可)に下記の機器を設置する場合、本人の申請に基づき、町の審査を経て交付する ・未使用品であるもの(中古品は対象外) ・太陽光発電システム (1) 住宅の屋根等への設置に適しているものであること (2) 太陽光発電による電気が、当該太陽光発電設備システムが設置される住宅において消費され、連系された低圧配電線に余剰の電気が逆流されるものであること (3) 太陽電池モジュールの合計出力が3kw 以上であること (4) 電力会社との電力受給契約については、余剰電力の売電契約とし、全量売電契約でないこと ・太陽熱温水器 - 優良住宅部品(BL 部品)認定取得がなされていること ・ヒートポンプ型給湯器 メーカーのカタログ値において、JRA 規格表示で年間給湯効率が 3.1 以上、又は JIS 規格表示でふろ保温機能があるものは年間給湯保温効率が 2.7 以上、ふろ保温機能がないものは年間給湯効率が 3.1 以上である家庭用機器。 家庭用機器のうち、特殊仕様(寒冷地向け機種、塩害地向け機種、重塩害地向け機種、2 缶タイプ、角形 1 缶タイプ、タンク 2000以下の小容量タイプ、一体型タイプ、多機能タイプ)については、JRA 規格表示では年間給湯効率が 2.7 以上、JIS 規格表示では年間給湯保温効率が 2.4 以上ある機器 ・潜熱回収型給湯器(ガス・石油共) 潜熱を回収するための熱交換器を備えており給湯熱効率が 90%以上であること ・ハイブリッド給湯器 (ヒートポンプ型及び潜熱回収型給湯器) ヒートポンプユニット及び潜熱回収型給湯器を備えており、1つのシステムとして運用するもの 潜熱を回収するための熱交換器を備えており、給湯熱効率が 90%以上であること。又はメーカーのカタログ値において、JRA 規格表示で年間給湯効率が 3.1 以上、又は JIS 規格表示でふろ保温機能があるものは年間給湯保温効率が 2.7 以上、ふろ保温機能がないものは年間給湯効率が 3.1 以上、又は JGKAS 規格表示で年間給湯効率が 108%以上である家庭用機器 ・住宅用リチウムイオン蓄電池 (1) 蓄電部がリチウムイオン蓄電池であること	くらし環境課 環境政策室
--	--	-------------------------

	(2) 太陽光発電システムにより発電する電力を充放電し、蓄電池及び電力変換装置(インバーター・コンバーター・パワーコンディショナー等)で構成される一帯の装置であり、住宅部分に電力を供給できること (3) 蓄電容量が 1kwh 以上であること ※複数の機器を組み合わせて同時に申請する場合の補助金額は、20 万円を限度とする(同一の種類の機器に対する補助は、同一の世帯につき1回限りとする) ※補助金を受けた年度の終了後3年間は、交付の申請をすることができないものとする	
	・太陽光発電システム 太陽電池モジュールの出力1kw当たり2万円を限度とし、10万円を限度とする ・太陽熱温水器 設置に要した費用の2分の1以内で5万円を限度とする ・ヒートポンプ型給湯器 設置に要した費用の2分の1以内で5万円を限度とする ・潜熱回収型給湯器(ガス・石油共) 設置に要した費用の2分の1以内で3万円を限度とする ・ハイブリッド給湯器(ヒートポンプ型及び潜熱回収型給湯器)、 (ヒートポンプ型給湯器及び太陽熱温水器) 設置に要した費用の2分の1以内で 10 万円を限度とする ・住宅用リチウムイオン蓄電池 設置に要した費用の2分の1以内で 10 万円を限度とする	56-2236
合併処理浄化槽設置整備事業費補助金	下記の場合は交付しない ・法の確認を受けずに設置する場合 ・借家等で賃貸人の承諾が得られない場合 ・他の補助事業の対象となるもの ・仮設、事業専用の場合 ・季節的に使用する住宅に設置する場合 ・販売目的で浄化槽付住宅を建築する場合 ・既設の合併処理浄化槽を撤去して新たに合併処理浄化槽を設置する場合	くらし環境課 生活環境室
	(1) 5人槽 基本補助額 33 万 2000 円 (2) 6～7人槽 基本補助額 41 万 4000 円 (3) 8～10 人槽 基本補助額 54 万 8000 円	56-2236
⑤新婚・子育て		
結婚新生活支援補助金	次の各号いずれにも該当する新婚世帯で夫又は妻が暴力団員等でない者 (1) 新婚世帯の所得から前年中に返済した貸与型奨学金の額を控除した額が 500 万円未満であること (2) 婚姻日において、夫婦の年齢がともに 39 歳以下であること (3) 補助金の交付申請時に夫婦がともに申請に係る住宅に住所を有していること (4) 補助金の交付を受けた日から 1 年以上、申請に係る住宅に定住する意思があること (5) 夫婦のいずれもが過去に補助金の交付を受けていないこと (6) 市町村民税の滞納がないこと	経営戦略課 定住・移住推進室
	・夫婦のいずれかの年齢の高い方が 29 歳以下 限度額:60 万円 ・夫婦のいずれかの年齢の高い方が 39 歳以下 限度額:30 万円	56-2221

⑧災害対策		
家具転倒防止器具 取付サービス事業	町内に住所を有する世帯	危機管理課 危機管理室
	上記対象世帯で最大5か所までとし、1か所当たりの補助は、5000 円を限度する。	56-2237
感震ブレーカー等 設置推進事業補助 金	感震ブレーカーの設置費用の一部助成 (1)町内に住所を有し、かつ、居住している者 (賃貸目的の集合住宅への設置は、当該住宅の居住者に限る) (2)町内に住宅を新築する予定の者 (戸建てに限る)	危機管理課 危機管理室
	一般世帯:購入及び設置工事費の 3 分の2以内(上限 5 万円) ※新築の場合は 1 万円 特例世帯:購入及び設置工事費の 10 分の 10 以内(上限 10 万円) ※新築の場合は 1 万 5000 円	56-2237
わが家の専門家診 断事業	昭和 56 年5月 31 日以前に建築された既存木造住宅	建設課 建設事業室
	専門家(静岡県耐震診断補強相談士)による無料の耐震診断を実施	56-2227
木造住宅耐震補強 助成事業 (補強計画一体型)	・昭和 56 年5月 31 日以前に建築された既存木造住宅 ・耐震診断の評点結果が 1.0 未満である木造住宅で耐震補強 工事後の耐震評点が 0.3 以上上がり、かつ 1.0 以上となるもの ・耐震診断、耐震補強計画の策定及び耐震補強工事後の耐震 性の評価を静岡県耐震補強相談士が実施するもの	建設課 建設事業室
	住宅 1 敷地ごとに、木造住宅耐震補強計画策定及び耐震補 強工事に要する経費に5分の4を乗じて得た額と 115 万円とを 比較して、いずれか少ない額とする	56-2227
ブロック塀等撤去事 業	道路に面し、道路面からの高さが 80cm 以上のもので地震発生 時に倒壊又は転倒の危険性のあるブロック塀等を撤去する場 合	建設課 建設事業室
	当該事業に要する経費と撤去する延長に 8000 円を乗じて得た 額と 15 万円を比較していずれか少ない額の 2/3 とする(1 敷地 につき 10 万円を限度)	56-2227
耐震シェルター整 備事業	町内に住所を有する者のみが居住する以下の住宅 (1)2階建以下 (2)昭和 56 年5月 31 日以前に工事に着手した木造住宅 (3)耐震診断の総合評価で構造評点が 0.7 未満	建設課 建設事業室
	耐震シェルターの購入、運搬、設置に要する経費の 1/2 以内 【一般世帯】限度額 40 万円 【高齢者等】限度額 50 万円	56-2227
防災ベッド等整備事 業	昭和 56 年 5 月 31 日以前の基準で建てられ、耐震診断の総合 評点 0.1 未満の住宅であり、木造住宅の1階に防災ベッドを設 置する場合	建設課 建設事業室
	防災ベッドの購入、運搬、設置に要する経費の 1/2 以内 【一般世帯】限度額 40 万円 【高齢者等】限度額 50 万円	56-2227